

○ 警察官支給品及び貸与品取扱規程

昭和35年6月20日

福岡県警察本部訓令第10号

警察官支給品及び貸与品取扱規程を次のように定める。

警察官支給品及び貸与品取扱規程

警察官支給品及び貸与品取扱規程(昭和29年福岡県警察本部訓令第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、福岡県警察官支給品及び貸与品に関する条例(昭和29年福岡県条例第47号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、警察官に対する支給品の支給又は貸与品の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(支給及び貸与の時期)

第2条 条例第2条及び第4条に規定する支給品及び貸与品(以下「給貸与品」という。)は、次の各号に掲げる時期に支給し、又は貸与する。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(1) 支給品

ア 支給品(私服を除く。)

(ア) 警察官に任命のとき。

(イ) 復職のとき。

(ウ) 使用期間満了の翌月

イ 私服

(ア) 私服勤務を命ぜられた者の冬背広服は冬服の、合背広服は合服の、オーバーは防寒服の使用期間満了の翌月

(イ) 使用期間満了の翌月

(2) 貸与品

ア 警察官に任命のとき。

イ 復職のとき。

(給貸与品の授受)

第3条 給貸与品の支給、貸与又は返納は、全て警察本部の課長、監察官室長及び部の附置機関の長、福岡市警察部庶務課長、北九州市警察部機動警察隊長、警察学校長並びに警察署長(以下「所属長」という。)を経て行うものとする。

(私服勤務者)

第4条 条例第2条第2項に規定する私服勤務者は、福岡県警察官の服制に関する規程(平成7年福岡県警察本部訓令第12号。以下「服制規程」という。)別表第1に掲げる者とする。

(警部以上に対する支給品目)

第5条 条例第2条第6項の規定に基づき、警部以上の階級にある警察官に支給する品目は、次表のとおりとする。

冬帽子 合帽子 夏帽子 冬活動帽子 合活動帽子 夏活動帽子 冬服 合服 夏服 冬活動服 合活動服 冬背 広服 合背広服 防寒服 オーバー 雨衣 冬ワイシャツ 合ワイシャツ 冬ネクタイ 合ネクタイ 冬活動ネク タイ 合活動ネクタイ ベルト 手袋 靴下 長靴 短靴
--

(使用期間の算定)

第6条 条例第2条に規定する被服の使用期間は、次表に掲げる着用期間を基準として算定するものとする。ただし、端数の日数があるときは、これを1月とみなす。

品目	年間の着用算定期間	
冬帽子 冬活動帽子 冬服 冬活動服 冬ワイシャツ 冬ネクタイ 冬活動ネクタイ	12月1日から翌年3月31日まで	4月
合帽子 合活動帽子 合服 合活動服 合ワイシャツ 合ネクタイ 合活動ネクタイ	4月1日から5月31日まで及び10月1日から11月30日まで	4月
夏帽子 夏活動帽子 夏服	6月1日から9月30日まで	4月
冬背広服 防寒服 オーバー	11月1日から翌年4月30日まで	6月
合背広服	5月1日から10月31日まで	6月
雨衣 ベルト 手袋 靴下 長靴 短靴	年間	12月

2 停職者、被服代料の支給を受けている者又は特殊の被服の貸与を受けている者について、必要があると認めた場合は、それぞれの期間を被服の使用期間に算定しないことができる。

(制服の支給停止及び使用期間の進行停止)

第7条 私服勤務を命ぜられた者に対しては、その勤務を命ぜられた月の翌月から冬帽子、冬活動帽子、合帽子、合活動帽子、夏帽子、夏活動帽子、冬ワイシャツ、合ワイシャツ、冬ネクタイ、合ネクタイ、冬活動ネクタイ、合活動ネクタイ及びベルトの支給を停止する。

2 前項の場合において、既に支給している冬帽子、冬活動帽子、合帽子、合活動帽子、

夏帽子、夏活動帽子及びベルトについては、その使用期間の進行を停止する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、私服勤務者が支給品の支給停止及び使用期間の進行停止をされた後、冬背広服、合背広服又はオーバーの支給を受けることなく私服勤務を免ぜられたときは、その期間中制服勤務に従事したものとみなす。

(使用期間の特例)

第8条 離職者又は休職者の返納品を支給する場合は、その損耗程度を査定の上使用期間を短縮することができる。

(代品の申請手続)

第9条 使用期間の終わらない給貸与品を亡失、滅失又はき損し、代品を必要とする者は、所属長にその理由を具し、代品の支給又は貸与を申し出なければならない。

- 2 勤務の性質上給貸与品を著しく損耗し、代品を必要とする者は、前項に準じて代品の支給又は貸与を申し出ることができる。

- 3 所属長は、前2項の申出を受けた場合は、その事実を調査し、代品の支給又は貸与を必要と認めるときは、警察手帳については警察手帳貸与換申請書(様式第1号)、その他の給貸与品(けん銃を除く。)については給貸与換申請書(様式第2号)を総務部装備課長(以下「装備課長」という。)に提出しなければならない。

(特殊の被服及び装備品)

第10条 条例第5条の規定により、支給し、又は貸与する特殊の被服及び装備品は、次表のとおりとする。

区分	品目
支給品	作業手袋
貸与品	帽子覆い 白色あごひも ヘルメット 白色警笛つりひも 交通腕章 手袋 白色帯革 夜行チョッキ ズボンすそ覆い 警笛つり鎖 交通乗車服(冬服 防寒服 合服 夏服) 乗車用ヘルメット 防寒耳覆い 防じん眼鏡 マフラー 乗車用手袋 腹帯 乗車靴 乗車用雨衣 ショルダーバッグ 女性警察官用マフラー 記章 襟章 演奏服 演奏帽 演奏用ネクタイ 演奏用飾緒 演奏靴 航空服 航空帽 航空靴 礼帽 礼服 礼肩章 礼服用飾緒 礼服用ネクタイ 作業服(災害用 鑑識用 交通用) 作業帽(災害用 鑑識用 交通用) 出勤服 略帽 防災マフラー 布製階級章 特殊警棒 水筒 飯ごう 雑のう 懐中電灯

- 2 前項に規定する貸与品のうち、交通乗車服、乗車用雨衣及びマフラーの員数並びにその着用期間及び使用期間は、次表のとおりとする。この場合において、使用期間の算定に際して端数の日数があるときは、これを1月とみなす。

品目		員数	着用期間	使用期間
交通乗車服	冬服	1着	11月1日から翌年4月30日まで	18月
	防寒服	1着	11月1日から翌年4月30日まで	30月
	合服	1着	5月1日から6月30日まで及び10月1日から10月31日まで	9月
	夏服	1着	7月1日から9月30日まで	6月
乗車用雨衣		1着	年間	36月
マフラー		1枚	1月1日から6月30日まで及び10月1日から12月31日まで	5月

- 3 第1項に規定する貸与品は、服制規程に定めるそれぞれの勤務に服する者その他所属長が貸与を必要と認める者に貸与するものとする。この場合において、使用期間の定めがあるものについては、その使用期間満了の翌月に再貸与するものとする。
- 4 特別の理由があると認めるときは、第2項の規定にかかわらず、貸与品の員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができるものとする。
- 5 気候等の状況により必要があると認めるときは、第2項に規定する着用期間を変更することができる。
- 6 離職、休職、昇任又は配置換えの場合は、第1項及び第3項の規定により貸与した貸与品を速やかに返納しなければならない。
- 7 特殊の被服及び装備品の代品の申請は、第9条第3項に規定する給貸与換申請の手續に準じて行うものとする。ただし、礼装に用いる貸与品の借用の申請は、所属長から装備課長に対し、礼装用貸与品借用申請書(様式第3号)により行うものとする。

(使用期間の満了した支給品の返納)

- 第10条の2 警察官は、次表の左欄の支給品の使用期間が満了したときは、それぞれ同表の右欄の予備数を残し、速やかに所属長に返納しなければならない。

品目	予備数
----	-----

制服上衣	冬服	2
	合服	
	夏服	使用可能なものすべて
活動服	冬活動服	2
	合活動服	
制服用ワイシャツ	冬ワイシャツ	使用可能なものすべて
	合ワイシャツ	
制帽	冬帽子	1
	合帽子	
	夏帽子	
活動帽	冬活動帽子	
	合活動帽子	
	夏活動帽子	
防寒服	第1種(コート式)	
	第2種(ブルゾン式)	

- 2 所属長は、前項の規定により使用期間の満了した支給品の返納を受けたときは、給貸与品返納書(様式第4号)に現品を添え、速やかに装備課長に送付しなければならない。
- 3 装備課長は、前項の規定による送付を受けたときは、所属長に受領書を交付しなければならない。

(離職、休職又は昇任時の返納)

第11条 離職、休職又は昇任による場合の給貸与品(私服を除く。)の返納期日は、離職、休職又は昇任の日から5日以内とする。ただし、貸与品のうち、警察手帳及びけん銃については、離職又は休職の日とする。

- 2 所属長は、前項により給貸与品の返納を受けたときは、受領書を交付するとともに、給貸与品返納書に現品を添え、遅滞なく装備課長に送付しなければならない。ただし、病気のために休職となった者の支給品及び貸与品(警察手帳及びけん銃を除く。)は、その期間所属長において保管することができる。
- 3 装備課長は、前項により返納品の送付を受けたときは、所属長に受領書を交付しなければならない。

(停職時の返納)

第12条 福岡県警察職員の懲戒の取扱いに関する規程(昭和33年福岡県警察本部訓令第12号)第12条及び第20条の規定により返納を命じた給貸与品は、その期間所属長において保管するものとする。

- 2 所属長は、前項の給貸与品の返納を受けたときは、受領書を交付しなければならない。

(納付金)

第13条 条例第6条に規定する納付金は、当該私服の購入価格に、別表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

- 2 前項に定める納付金の返納手続については、別に定める。

(簿冊等の作成)

第14条 所属長は、給貸与品のうち、特殊の被服(交通乗車服を除く。)及び装備品の送付を受けたときは、貸与受払簿(様式第7号)を作成し、その受払状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項に規定する給貸与品以外のものの受払いについては、別に定める。

(被服カードの調製保管)

第15条 装備課長は、福岡県警察の全警察官について、所属長は、それぞれの所属する全警察官について、被服カード(様式第8号)及び被服カード(私服)(様式第9号)を調製し、一括整理保管しなければならない。